

自主調査関係資料一覧

No.	資 料 名
1	経理処理問題に関する自主調査結果の概要
2	経理処理問題に関する自主調査報告書
3	調査対象業者一覧
4	調査協力依頼文書
5	物品調達に関する調査票 ○集計結果 ○個票
6	帳簿
7	調査チーム体制表
8	聞取り調査結果 ○ 経理担当者 ○ 管理監督者 } 不明
9	確認表 (対比表)
10	調査結果集計表 ○所属別 ○業者別
11	公金の支出として不適当な物品一覧 (備品、消耗品)
12	公金の支出として不適当な物品に関する確認結果
13	金券に関する聞取り調査結果 ○ 経理担当者 ○ 関係者 ○ 納品業者 ○ 民間の協力団体 } 不明
14	預け金残高一覧

経理処理問題に関する自主調査報告書

平成22年2月10日

福 井 県 警 察

目次

第1	調査の経緯	1
第2	県費関係	
1	調査体制	1
2	対象所属	1
3	対象年度	1
4	対象経費	2
5	調査方法	3
6	調査結果	4
第3	国費関係	
1	調査体制、対象所属及び対象年度	10
2	対象経費	10
3	調査方法	10
4	調査結果	11
第4	他県警察における検査結果に基づく追加調査	13
第5	不適正な経理処理の発生原因	16
第6	再発防止対策	18
第7	返還及び処分関係	21
	【参考資料】	25

第1 調査の経緯

地方公共団体等の会計経理をめぐり、平成20年以降、会計検査院の検査により、一部の自治体で国庫補助事業に係る県費支出に関して不適正な経理処理が指摘されている。こうした中、県庁においても、不適正な経理処理の実態を明らかにするため、全庁的な調査が行われ、先般、その結果が公表されたところである。

県警察では、このような諸情勢に鑑み、適正な会計経理の保持の観点から県と同様の調査を実施する必要があると判断し、今回、その調査要領等を参考としながら自主的な調査を実施したものである。

なお、県警察においては、国費にかかる調達等もあることから、警察庁及び管区警察局による監査指導を踏まえ、国費の支出についても同様に調査を実施することとしたものである。

第2 県費関係

1 調査体制

本件調査の実施に当たっては、その厳格性、客観性、合理性を補完するとともに、調査結果に基づく原因の詳細分析、総合的な再発防止策等の検討を行うため、警察本部に警務部長を総括責任者とする「福井県警察適正経理検証調査チーム（以下「調査チーム」という。）」を設置した。

2 対象所属

調査の対象所属は、警察本部内の全所属及び全警察署の46所属を対象に実施した。

	所属数
警察本部	32
警察署	14
合計	46

※ 調査対象期間内に統廃合があった旧所属（警衛警備対策課、今立警察署及び丹生警察署）を含む。

※ 警察本部には、警察本部各執行隊及び警察学校を含む。

3 対象年度

対象年度は、県警察の支出関係書類が保存されている平成16年度から平成21年8月末までを対象とした。

4 対象経費

県警察が取り扱う需用費（消耗品費、印刷製本費）について、不適正な経理処理の形態として会計検査院が示している5態様に従って、その有無、発生原因等を調査した。

対象事業については、県単独事業及び国庫補助事業のすべてを対象とした。

(不適正な経理処理の5態様)

預け金	業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの。
一括払	支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより、一括して支払うなどしていたもの。
差替え	業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの。
翌年度納入	物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納入日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして支払っていたもの。
前年度納入	物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納入日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして支払っていたもの。

※ 需用費

地方公共団体の行政の執行に伴う物品の取得及び修理等に要する費用で、消耗品費などその効用が比較的短期間に消費される性質のものをいう。

5 調査方法

(1) 業者に対する書面調査

調査期間において、調査対象経費について県警察と取引のあったすべての業者（550社）に対し、不適正な取引の有無について書面による調査を行った。書面は477社から回収し、53社が未回答、回収不能が20社（倒産や所在不明等）あった。未回答業者に対しては電話連絡により不適正な取引がないことを確認した。

なお、書面回答を得た477社のうち、「不適正な取引がある」と回答した業者は8社、「不適正な取引がない」と回答した業者は469社であった。

- 対象業者 550社
- 書面調査発送 550社
 - ・回答業者 477社
 - ・未回答 53社（電話により不適正な取引のないことを確認）
 - ・回収不能 20社

(2) 経理担当者等に対する聞き取り調査

調査対象期間内に在職した各所属の経理担当者等に対し、調査を厳格かつ統一的行うため、警察本部会計課の課長等幹部が直接各所属に出向くなどして、数回にわたり実施し、不適正経理の有無を確認した。

その際、不適正な経理処理の存在を知っているものの、業者名等詳細を記憶していない者もあり、より調査の正確性を期すため、書面回答を得た全ての業者に帳簿の提出を求めることとした。

- ・調査対象所属 46所属
- ・聞き取りした職員 51人（延べ155人）

(3) 業者の帳簿と支出関係書類の突合調査

上記(1)、(2)の調査により、書面回答を得た業者477社すべてに帳簿の提出を求め、その結果、取得できた215業者（不適正な取引が判明していた10社を含む。）の帳簿の記載内容と、県警察の支出関係書類における支払日、契約内容（品名、数量、単価、契約金額）、検査日等との突き合わせを行った。

- ・書面調査で、「不適正な取引がある」と回答した業者 8社
- ・聞き取り調査で、上記以外に不適正な取引が判明した業者 2社

※（帳簿を提出しない主な理由）

帳簿を提出しなかった262社については、その理由として、

- ・常時取引がなく、帳簿が他の取引先とひとつの帳簿に合わせて記載されていることから、他の取引先との関係上、提出できない

・不適正経理に該当するものがないので提出しない
などを挙げている。

なお、いずれの業者も書面調査では全て「不適正な取引がない」と回答している。

6 調査結果

(1) 総括

自主調査は、平成16年度から21年度8月末までの間、県警察が執行した消耗品費、印刷製本費に係る県費事業（国庫補助事業を含む。）を対象に実施し、その結果、不適正な経理処理の総額は1,140万7千円であり、46所属中28所属において行われていた。

不適正経理の態様別で見ると、「預け金」は467万7千円であり、次いで「翌年度納入」が428万6千円あった。「預け金」、「一括払」及び「差替え」については、698万1千円が確認された。

また、警察本部と警察署の比率では、警察本部が56.7%で、警察署が43.3%となっている。

なお、職員による私的流用は認められなかった。

(上段～件数、下段～金額：千円)

	預け金	一括払	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
警察本部	13	14	10	31	1	69
	1,767	919	440	3,223	115	6,465
警察署	99	64	10	50	1	224
	2,910	813	132	1,063	24	4,942
計	112	78	20	81	2	293
	4,677 (1,285)	1,732 (241)	572 (158)	4,286 (2,367)	139 (139)	11,407 (4,190)
構成比	41.0%	15.2%	5.0%	37.6%	1.2%	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。()は国庫補助対象経費で内数

【不適正な経理処理に関与した業者数】

不適正な経理処理への関与が確認された業者数は33社であった。

態様別では、「翌年度納入」が最多となっている。

	預け金	一括払	差替え	翌年度納入	前年度納入
延べ業者数	10	5	7	28	2

(注：重複計上あり)

(2) 態様別の状況

ア 預け金

「預け金」の総額は467万7千円が確認され、その所属数は9所属（警察本部3、警察署6）であった。

主な要因としては、緊急に必要な物品を購入するために行われたこと、年度末に執行残が生じないよう、いわゆる使い切りの経理処理が行われていたことによるものと考えられる。

用途については、雨衣、プリンタ用インク等、業務に必要な事務用消耗品の購入のほか、鑑識活動等で撮影した写真の現像、プリント代への充当がみられた。〔主な事例については、(3)の不適正な経理処理の主な事例を参照。以下、同じ。〕

平成21年度8月末現在、業者に保有されていた「預け金」は、4業者に28万7千円であり、今後、速やかに返納するよう業者と協議する。

	所属数	件数	金額 (千円)	構成比
警察本部	3	13	1,767	37.8%
警察署	6	99	2,910	62.2%
計	9	112	4,677	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

イ 一括払

「一括払」の総額は173万2千円が確認され、その所属数は10所属（警察本部2、警察署8）であった。

主な要因としては、購入時に必要な予算が不足していた例が見られるものの、物品購入の都度、支出に関する手続を踏むことが煩雑となり、必要な手続を省略するために行われたことなどが考えられる。

用途については、業務に必要な消耗品や備品等に充当されていた。

	所属数	件数	金額 (千円)	構成比
警察本部	2	14	919	53.1%
警察署	8	64	813	46.9%
計	10	78	1,732	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

ウ 差替え

「差替え」の総額は57万2千円が確認され、その所属数は、12所属（警察本部5、警察署7）であった。

主な要因としては、修繕料の予算が不足していることなどから消耗品の品目に差し替えて支払っていたもののほか、業務上必要なものであっても、手

続の煩雑さを省略するために、執行したことなどが考えられる。

使途については、業務に必要な事務用消耗品のほか、修繕料などに充当されていた。

	所属数	件数	金額 (千円)	構成比
警察本部	5	10	440	77.0%
警察署	7	10	132	23.0%
計	12	20	572	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

エ 翌年度納入

「翌年度納入」の総額は428万6千円が確認され、その所属数は25所属（警察本部15、警察署10）であった。

主な要因としては、年度内に予算を使い切ること、年度末に執行が集中したことのほか、業者側の都合により、一部の品目が年度を経過してしまったことなどが考えられる。

	所属数	件数	金額 (千円)	構成比
警察本部	15	31	3,223	75.2%
警察署	10	50	1,063	24.8%
計	25	81	4,286	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

オ 前年度納入

「前年度納入」の総額は13万9千円が確認され、その所属数は2所属（警察本部1、警察署1）であった。

主な要因としては、年度末や年度当初の経理処理に追われる中で、業者からの請求漏れや、必要な物品を購入する予算費目がなかったことが考えられる。

	所属数	件数	金額 (千円)	構成比
警察本部	1	1	115	82.6%
警察署	1	1	24	17.4%
計	2	2	139	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

(3) 不適正な経理処理の主な事例

態 様	品 目 名	
預け金	「防寒服」等で支払 「フラットファイル」等で支払 「ボールペン」等で支払 「リチウム電池」で支払 「フィルム」で支払 「デジカメ印画紙」で支払 「白表紙」等で支払 「電動鉛筆削り」等で支払 「鉛筆削り」等で支払 「プリンタ用インク」等で支払 「複写機使用料」等で支払 「ゴム印」で支払 「ファイル」で支払 「ふせん」等で支払	「雨衣」等を購入 「デスクマット」等を購入 「フラットファイル」等を購入 「カメラ修理」に充当 「現像・プリント」に充当 「ファックス用紙」を購入 「インデックス」を購入 「空気清浄機」を購入 「壁掛黒板」等を購入 「ボールペン」等を購入 「金券（ビール券）」を購入 「決裁印」を購入 「回転ゴム印」を購入 「ビニールテープ」等を購入
一括払	「鉛筆」等を購入 「回転椅子修理」等に充当 「書庫修理」等に充当 「賞状用紙」を購入 「書庫鍵取替」に充当	「ファックス用インクリボン」等で支払 「デスクマット」で支払 「錠セット」で支払 「ファイル」で支払 「スペアキー」で支払
差替え	「作業靴」等で支払 「スペアキー」で支払 「掛時計」で支払 「防寒服」で支払 「写真用紙」等で支払	「作業服」等を購入 「書庫修理」に充当 「楯（表彰用）」等を購入 「救助用具」等を購入 「ラミネートフィルム」等を購入
翌年度納入	「腕章」を3月に発注、4月に納品 「現場保存用テープ」を3月に発注、4月に納品 「スティックのり」を3月に発注、4月に納品 「部外封筒」の印刷を3月に発注、4月に納品 「コピー用紙」を3月に発注、4月に納品 「ラジアルタイヤ」を3月に発注、4月に納品 「広報用パンフレット」を3月に発注、4月に納品	
前年度納入	2月に納品された「車両用バッテリー」を、新年度の4月に支払 3月に納品された「昇任セット」（階級章等）を、新年度の4月に支払	

(4) 不適正な経理処理により取得した物品の状況

ア 消耗品

(7) 公金の支出として不適当なもの

不適正な経理処理により取得した消耗品は、そのほとんどが公務上必要な事務用品に充てられていたが、一部に公金の支出としては不適当なものが確認された。

具体的には、2所属において25点、金額は40万5千円であり、品目はのし紙、のし袋、金封、決裁印、ドリンク剤、金券(ビール券)(※)、コーヒーメーカーであった。

これらは、職員が私的に流用する目的で購入したものではなく、職場において使用するためのもので、本来は各所属の職員が共同で負担すべきもの、あるいは公務に使用するものの個人で負担すべきものと認められた。

※ 捜査本部等への激励や慰労のためドリンク剤等の購入、警察協力団体への御礼に充当

(4) 公金の支出として適当と認められるもの

公務上必要な消耗品であるが、不適正な経理処理により取得した消耗品と認められるものが確認された。

具体的には、14所属で786点、金額は472万9千円であり、品目はファイルやゴム印等の事務用品等であった。

これらは、いずれも職場において使用するためのものであり、職員による私的流用はなかった。

イ 備品

(7) 公金の支出として不適当なもの

不適正な経理処理により取得した備品についても、公務上必要なものに充てられていたが、一部に公金の支出としては不適当なものが確認された。

具体的には、1所属において1点、金額は2万9千円であり、品目は空気清浄器であった。

これは、職員が私的に流用する目的で購入したものではなく、職場において使用するためのものであったが、本来は所属の職員が共同で負担すべきものと認められた。

(4) 公金の支出として適当と認められるもの

公務上必要な備品であるが、不適正な経理処理により取得した備品と認められるものが確認された。

具体的には、5所属で12点、金額は32万1千円であり、品目は事務用プリンタ、事務用机等であった。

これらは、いずれも職場において使用するためのものであり、職員による私的流用はなかった。

(ウ) 物品の確認

不適正な経理処理により取得した備品については、全ての物品について現物を確認しており、廃棄処分等により所在が不明となっているものは認められなかった。

第3 国費関係

1 調査体制、対象所属及び対象年度

県費関係と同じく、第2の1、2及び3に記載のとおり。

2 対象経費

国庫支弁経費(警察本部長が国の会計機関として直接国の予算を執行するもの)である警察装備費、校費及び庁費のうち、調達に係る全ての経費(消耗品類の購入、借上、役務等の契約に係るもの。以下「国費」という。)について、県費と同様、5態様に従って、その有無、発生原因等を調査した。

※ 警察装備費

警察活動のために必要な物品及び役務の諸経費

※ 校費

警察教養及び通信教養に必要な物品及び役務の諸経費並びに教官諸経費

※ 庁費

一般行政事務に必要な物品及び役務の諸経費

3 調査方法

(1) 調査の概要

国費における全国的な調査方法を参考として、調査期間において、調査対象経費について県警察と取引のあった219社のうち、過去5年間で5回以上又は50万円以上の取引があった82社に対して帳簿等の提出を求め、取得できた帳簿と国費の支出関係書類との突き合わせを行った。

更に、調査に漏れがないよう徹底を図るため、残りの137社に対しては、不適正な取引の有無について書面による調査を行った。

○ 対象業者 219社 (このうち県費取引と重複する業者は101社)

・帳簿提出依頼 82社

・書面調査 137社

(2) 業者の帳簿と支出関係書類の突合調査

上記(1)により、82社に対して帳簿の提出を求めたところ、既に県費調査で取得済みの35社に加え、38社から新たに帳簿を取得し、国費の支出関係書類における支払日、契約内容(品名、数量、単価、契約金額)、検査日等との突き合わせを行った。

なお、帳簿の提出がなかった9社については、統廃合や所在不明等の理由によるものであった。

○ 帳簿提出依頼 82社

- ・帳簿提出業者 73社 (このうち県費調査で取得済みは35社)
- ・非提出業者 9社

(3) 業者に対する書面調査

書面調査を行った137社については、既に県費調査で回答済みの46社に加え、61社から新たに回収したほか、21社が未回答、9社が倒産や所在不明等のため、回収不能であった。

未回答業者に対しては、電話連絡により不適正な取引がないことを確認した。

なお、書面回答を得た107社については、全ての業者が「不適正な取引がない」と回答している。

- 書面調査発送 137社
 - ・回答業者 107社 (このうち県費調査で回収済みは46社)
 - ・未回答 21社 (電話により不適正な取引のないことを確認)
 - ・回収不能 9社

(4) 経理担当者等に対する聞き取り調査

経理担当者等に対する聞き取り調査については、県費調査の際、国費についても併せて実施している。

4 調査結果

(1) 総括

国費に関する調査において判明した不適正な経理処理については、以下のとおり、「翌年度納入」が11件、130万6千円となっている。

(上段～件数、下段～金額：千円)

	預け金	一括払	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
警察本部	0	0	0	11	0	11
	0	0	0	1,306	0	1,306
警察署	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
構成比	0	0	0	100.0%	0	100.0%

【不適正な経理処理に関与した業者数】

不適正な経理処理への関与が確認された業者数は8社であった。

	預け金	一括払	差替え	翌年度納入	前年度納入
延べ業者数	0	0	0	8	0

(2) 態様別の状況

「翌年度納入」の総額は、130万6千円が確認され、全て警察本部における執行であった。

主な要因としては、年度末において急遽、必要となった鑑定用、鑑識活動用などの消耗品の調達にあたり、十分な納期をとらなかったため、年度を越えて納品されたことなどが考えられる。

なお、「翌年度納入」により取得した物品については、全て警察活動に必要なものであり、品目、数量等発注どおりの契約履行が確認された。

	所属数	件数	金額 (千円)	構成比
警察本部	1	11	1,306	100.0%
警察署	0	0	0	0.0%
計	1	11	1,306	100.0%

(3) 不適正な経理処理の主な事例

態 様	品目名
翌年度納入	鑑定用消耗品 (消毒用エタノール、アセトンなどの薬品) を3月に発注、4月に納品
	鑑定用消耗品 (精密分析用酢酸) を3月に発注、4月に納品
	鑑定用消耗品 (ジクロロメタン) を3月に発注、4月に納品
	鑑識活動用消耗品 (マラブ刷毛) を3月に発注、4月に納品
	鑑識活動用消耗品 (モレキュラーシーブス) を3月に発注、4月に納品
	鑑識活動用消耗品 (パールI-30 粉末ゴールド) を3月に発注、4月に納品
	事件捜査用消耗品 (シリカゲル) を3月に発注、4月に納品
	交通事件捜査用消耗品 (フェルト) を3月に発注、4月に納品
	警察装備用消耗品 (レギュレーター用ホース一式) を3月に発注、4月に納品
	交通事件捜査用消耗品 (コンプレッサーオイル) を3月に発注、4月に納品

第4 他県警察における検査結果に基づく追加調査

1 追加調査実施の経緯

本調査の期間中、他県警察を対象とした会計検査院による検査において、別途「先払い」及び「契約前納入」が指摘されていることから、今回、これらについて、国費及び国庫補助対象経費に関し、追加調査を実施した。

先払い	物品は年度内に納入されていたが、当該物品が納入される前に、これらが納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして代金を先に支払っていたもの。
契約前納入	年度内において、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの。

2 調査方法等

「調査体制、対象所属及び対象年度」、「対象経費」及び「調査方法」については、国費関係と同じく、第3の1、2及び3に記載のとおり。

3 調査結果

追加調査の結果、「先払い」の総額は51万2千円であり、「契約前納入」の総額は242万4千円となっている。

なお、「先払い」及び「契約前納入」により取得した物品については、全て警察活動に必要なものであり、品目、数量等発注どおりの契約履行が確認された。

(上段～件数、下段～金額：千円)

	先払い	契約前納入	計
国費	1	19	20
	27	427	454
国庫補助対象経費	2	99	101
	484	1,997	2,482
計	3	118	121
	512	2,424	2,936

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

【不適正な経理処理に関与した業者数】

不適正な経理処理への関与が確認された業者数は45社であった。

	先払い	契約前納入
延べ業者数	3	45

(注：重複計上あり)

4 態様別の状況

(1) 先払い

「先払い」の総額は、51万2千円が確認され、その所属数は3所属（警察本部3）であった。

主な要因としては、鑑定用の消耗品（薬品類等）の購入に当たり、1件当たり複数の物品を発注した際、一部が未納であっても、そのほとんどが納入されたことから、業者の請求に応じて全額分を支払ってしまったことが考えられる。

	所属数	件数	金額（千円）	構成比
警察本部	3	3	512	100.0%
警察署	0	0	0	0.0%
計	3	3	512	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

(2) 契約前納入

「契約前納入」の総額は、242万4千円が確認され、その所属数は22所属（警察本部11、警察署11）であった。

主な要因としては、車両用部品や現場写真のフィルムなど、緊急に必要となる物品を購入するために行われたことが考えられるが、警察活動を迅速かつ的確に遂行するためには、定められた手続を踏んでいたのでは対応できないなどやむを得ない部分も見られ、制度面についての対応を検討すべきものも認められた。

	所属数	件数	金額（千円）	構成比
警察本部	11	57	1,727	71.2%
警察署	11	61	698	28.8%
計	22	118	2,424	100.0%

※ 千円未満の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

5 不適正な経理処理の主な事例

態 様	品目名
先払い	鑑定用消耗品（塩酸クロミプラシン等）の購入（6月支払、7月納品） 階級章、袖章など昇任セットの購入（3/20支払、3/24納品）（※）
契約前納入	鑑定用消耗品（PRガス）の購入 鑑定用消耗品（インクカートリッジほか）の購入 鑑識活動用消耗品（ダスター刷毛）の購入（※） 鑑識活動用消耗品（採集フィルターほか）の購入 鑑識活動用消耗品（塩素タブレット）の購入 鑑識活動用消耗品（RO膜）の購入 鑑識活動用消耗品（ミリポアプロガードフィルター）の購入 被留置者用医薬品（風邪薬）の購入（※） ファックス用紙の購入（※） 検視用消耗品（手袋）の購入（※） 検視用消耗品（直腸温度計）の購入（※） 現場写真のフィルム、現像料（※） 火災実験用器具（電気コンロ）の購入（※） 事件捜査用消耗品（シリカゲル）の購入 交通事件捜査消耗品（アルコール感知器）の購入 部隊活動用指揮棒房の購入（※） 警備活動用消耗品（折りたたみコンテナ）の購入 車両用部品（バッテリー、ワイパーゴム）の購入（※）

（※）は国庫補助対象経費

第5 不適正な経理処理の発生原因

不適正な経理処理の実態調査と並行して経理担当者等からの聞き取り調査を行い、不適正な経理処理を行うに至った原因の究明を行った。

その結果、

- 第一線の警察活動に必要となる現場の要求に迅速に対応するため、安易な手法を用いてしまったこと
 - 職員の法令遵守の意識が低かったことや予算は使い切るものといった誤った認識があったこと
 - 組織的に本来果たされるべきチェック機能が不十分であったこと
 - 予算や会計処理の仕組みや制約という制度的な原因があったこと
- などが認められた。

1 公金を取り扱う職員の意識の問題

- 24時間体制で勤務する警察業務の特殊性もあり、現場活動に支障を来さないようにするためには、制度上、緊急又は柔軟に処理することが困難であっても、緊急避難的にある程度許されるという認識があった。
- 年度末において、契約差金等の執行残額に応じて、不要、不急な物品を購入するなど、予算の使い切り意識があった。
- 業務上必要な物品を購入するのであれば、私的に流用するのでない限り、法令や規則に従わなくてもある程度許されるという意識があった。
- 現場の要求に迅速に応えるため、不適切な経理処理であるという認識を持ちながら、物品の発注の都度、支出に関する手続を行うことは煩雑であり、ある程度の期間をまとめて請求させて支払うことも仕方がないという意識があった。
- 過去からの慣習等により、不適正経理があることを漫然と認識していながら事務引継ぎを行うなど、本来あるべき手続に戻していこうという意識が希薄であった。

2 内部チェック機能に関する問題

- 出納機関による検査において、納品書や現物の確認をせず、支払関係書類の審査に終始していたことから、不適正な経理処理を発見、防止することができなかった。
- 発注担当者と物品検収員が同一の者であることで、履行確認の厳正を欠くケースがあった。
- 会計手続について、一切の処理を経理担当者に任せきりにしていた面があり、執行決裁も形骸化していたなど、物品調達に関する管理監督が十分に行われていなかった。

- 実際に物品を取り扱う部門の職員が、取引業者に対して直接、必要な物品を手配し、定型的なものを記載した請求書等を経理担当者に提出させるなど、取引業者と経理担当者間に他の職員が介在することで、経理担当者が取引業者との間で発注、納品確認を怠ってしまった。

3 予算執行上・制度上の問題

- 事件・事故等突発事案への対応など、24時間体制で勤務する警察業務の特殊性から、緊急に物品が必要となる場合に、現状の会計手続に則って処理するには制度上、困難な面があった。
- 予算の執行管理について、統一的なシステムが構築されておらず、各執行所属における執行計画及び執行状況の把握にムラが見られた。
- 予算の流用が必要になった場合、制度に対する知識不足や流用等の手続が煩雑であるなどの理由で必要な手続が行われていなかった。
- 備品購入費などの予算が措置されにくいため、「預け金」や「差替え」等により購入を行っていた。

第6 再発防止対策

1 職員の意識改革の徹底

(1) 会計事務研修の充実・強化

管理監督者をはじめとする警察官、会計事務を担当する事務職員はもとより、公費により賄われる物品を使用する職員に対しても、公金を取り扱うことの重要性、適正な会計処理等について深く理解させるための研修を充実強化する。

- 県下警察署長等会議（22年1月実施済み、4月実施予定）
- 新任次席、副署長等研修会（22年4月実施予定）
- 各種課長等会議（22年4月実施予定）
- 県下会計課長等会議（22年5月実施予定）
- 新任会計課長研修会（22年4月実施予定）
- 新任会計事務担当者研修会（22年5月実施予定）
- 警察学校における専科での教養の実施（22年度実施予定）

(2) 職務倫理教養の徹底

警察の任務が県民から付託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、職務倫理教養を一層強化する。

その実施に当たっては、指導教養が一方通行とならないよう、職員自らが問題点を討議する小集団による討論会や意見発表等を行うなど、適正な会計経理を題材とした真に心に響く指導教養の実施に努める。（21年度実施中）

2 内部チェック機能の強化

(1) 厳正な履行確認の実施

- 取引業者から納品等を受ける際には必ず現物を確認し、検収に当たっては納品書等との突合を行うとともに、支出手続の際には当該納品書等を支出関係書類に添付する。（20年12月～実施中）
- 支出手続を行うときには、検査調書、請求書、納品書等の数量、日付その他の記載内容に誤りがないかを確認する。
なお、郵送等による納品の場合で、納品書等に記載された日付と受領した日付に相違があるときは、納品書等に受領印を押し、受領した日付を明らかにしておく。（20年12月～実施中）
- 納品書を受領する際には、取引業者及び物品検収員の双方がそれぞれ納品台帳に確認の署名をするなどして、事後処理とならないよう、その都度確実な履行確認を担保するための措置をとる。（22年度実施予定）

(2) 納品検査体制の見直し

発注（契約）担当者と物品検収員（納品を確認する者）が同一の者であることを見直し、物品の納品確認の際には、発注（契約）担当者以外の者が立ち会う。（21年度実施中）

(3) 納品書の保存義務

納品書等は、支出関係書類とともに5年間保存する。（20年12月～実施中）

(4) 会計事務自己点検の実施

所属長自らが責任を持って、各所属における会計処理の実施状況はもとより、年度末までの事務費等の執行計画を年末までに把握するなど、会計事務の自己点検を行う。このための「会計事務自己点検表」を作成し、自己点検結果については会計管理者に報告する。（21年度実施中）

(5) 内部通報制度の周知徹底

福井県警察内部通報処理要綱においては、既に職員等を対象に法令違反行為に関する通報を受け付ける仕組みが規定されていることから、これを再度周知し、内部からのチェックが働くようにするとともに、県警察の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理する。（21年度実施中）

(6) 業者への協力要請

取引業者に対し、今回の不適正経理の実態や再発防止対策、会計処理のルール等の周知を図り、今後、不適正な経理処理に関与することのないよう、要請する。併せて、請求の遅れや漏れがないよう要請する。（21年12月～実施中）

3 予算執行管理の徹底と弾力的な予算配当

(1) 予算の効率的な執行の徹底

事務事業の実施に必要な経費について、年間所要額を精査した上で予算措置を行う一方、使い切り意識を払拭し、経費を節減し不用なものは残すといった予算の効率的な執行を徹底する。（21年度実施中）

(2) 予算流用手続の周知徹底、弾力化

- 緊急その他不測の執行案件については、本部会計課への速報処理を意識付け、臨機柔軟な予算配当措置を図っていく。（21年度実施中）
- 年度途中において、緊急に支払が必要となるなど、不測の事態に対応できるようにするため、一定の事務費については本部会計課の判断で節間ま

たは細節間の流用が可能であることを周知徹底する。また、県財務規則の一部改正(平 21. 12. 1～)による流用手段の弾力化措置を積極的に活用し、予算執行の機動的な対応を図る。(21年度実施中)

(「福井県財務規則の公布施行について」の一部改正の概要)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 改正理由
緊急的な支払いなど不測の事態に機動的に対応できるようにするため、各所属により流用できる経費の範囲を拡大し、予算流用手段の弾力化を図る。○ 改正内容
流用の承認を要しない「知事が別に定める節間または細節間」の次の節・細節の拡大<ul style="list-style-type: none">・ 備品購入費 (10 万円未満のものに限る)
ただし、備品購入費から他の節または細節への流用は除く。・ 役務費のうち通信運搬費○ 改正期日
平成 21 年 12 月 1 日 |
|---|
- 事件・事故等突発事案に対応するため、緊急に消耗品類等を調達する必要がある場合において、機動的な予算執行を可能とするため、資金前渡経費の運用上の拡大について検討する。

(3) 予算執行管理の適正化、事故繰越の活用

- 計画的な予算執行を行い、執行が年度末に集中することを避ける。やむを得ず執行する場合には、見積書等の徴収に当たり、年度内に確実に履行可能である旨を記載させるなどの措置を講じる。(21年度実施予定)
- 各執行所属に対し、統一した年間執行計画を策定させるほか、同計画と執行実績を定期的にチェックすることで、予算の過不足状況を随時把握するとともに、執行管理を徹底する。(21年度内実施予定)
- 発注、契約後にやむを得ない事情により、年度内に納品できない事態となった場合には、現在の財務手続(事故繰越制度)に則り、適正な事務処理を行う。(21年度実施中)

4 会計指導検査の強化

不適正な経理処理が物品購入等の契約について行われていることを踏まえ、今後は、各所属に対する会計課の検査の際、保管されている物品の現物確認や取引業者の帳簿との突合調査を実施する。(22年度実施予定)

第7 返還及び処分関係

1 返還

(1) 基本的考え方

職員からの返還は、今回の不適正な経理処理が県に損失を与えるとともに、県警察に対する信頼を損ねたことに基づき行うものである。

返還は、不適正な経理処理に関与した職員が行うべきとも考えられるが、今回の調査結果を県警察全体の問題にとらえ、公金の支出に直接関与していない職員も含めて広く職員に負担を求めていくこととする。

また、平成16年度以降の退職者についても返還への協力を求めていくものとする。このような基本的な考え方の下、職員から返還すべき金額の考え方は以下のとおりとする。

ア 不適正な経理処理により取得し、公務に使用した物品

「預け金」、「一括払」及び「差替え」により取得した物品等については、購入の過程で適正な手続が行われておらず、価格についての競争性が十分に働いていないことから、その一部が県の損失になっていると考えられる。

このため、「預け金」、「一括払」及び「差替え」に係る不適正な経理処理額の一定割合を県の損失額として職員が返還する。

返還すべき金額は、県の基準に準拠して、「翌年度納入」及び「前年度納入」により取得した物品については、支払の年度が適正でなかったものの、契約等の手続は適正に行われていることから、返還の対象外とする。

また、「先払い」及び「契約前納入」についても執行手続が適正でなかったものの、年度内に支出どおりの物品の取得がなされており、これも返還の対象外とする。

イ 公金の支出としては不適当な物品

「預け金」、「一括払」及び「差替え」により、公金の支出として不適当な物品を取得している場合には、取得額全額を県に損失を与えた額として職員が返還する。この場合、その受益の範囲について考慮し、原則として関係した所属職員が返還する。

ウ 利息相当額

不適正な経理処理により取得し、県に損失を与えた額の県費負担分については、県財政は余分に資金調達をする必要があったと考えられることから、その利息相当分についても職員が返還する。

利息相当額については、県の基準に準拠することとする。

エ 国庫返還金加算金等に係る職員負担

国庫返還金の加算金については、不適正な経理処理がなければ発生しなかったことを考慮し、国庫返還金全額に係る加算金について職員が返還する。

オ その他職員が返還すべきもの

今回の調査に要した経費としては、業者への書面調査の郵送費、帳簿や県警察の作業のためのコピー代、職員の超過勤務手当等の調査事務費について職員が返還する。

(2) 返還の総額

以上の基本的考え方によって、今回の不適正な経理処理等による職員の返還額を算定すると、現時点では270万円程度と見込まれる。

返還額については、今後の国庫補助金の国との協議などにより変更することがある。

なお、業者に保管されている預け金については、今後、業者に対して返還を求めていくこととなるが、県と同様、これを職員負担額から控除しないものとする。

【職員による返還額】

(暫定)

区 分		金額 (千円)	備考
預け金 一括払 差替え	ア 発生金額	6,981	「預け金」、「一括払」、「差替え」による不適正な経理処理額
	イ 不適正な経理処理により取得した物品のうち、公金の支出として不適当なもの	434	公金の支出として不適正な物品
	ウ 損失基準額 (ア-イ)	6,547	「発生金額」から「公金の支出として不適正な物品」を除いた額
	エ 損失率	11.05%	入札により物品購入した場合の予定価格と落札額の差
	オ 損失相当額 (ウ×エ)	723	損失基準額に損失率を乗じた額の合計
	カ 利息相当額	40	損失相当額の県費分に利率(1.73%)を乗じた額の合計
	キ 国庫返還金加算額	702	不適正な経理処理の国庫返還金に係る加算額(返還金に10.95%を乗じた額)
ク その他の経費	800	事務調査費、返還に要すると見込まれる事務経費等	
ケ 職員全体の返還額	2,265	オ+カ+キ+ク	
コ 関係する職員の返還額	442	イに利率(1.73%)を乗じた額の計	
サ 職員による返還総額	2,707	ケ+コ	

※ 上記の職員による返還額は現時点の試算額であり、国庫への返還金に係る国との協議等により、変更する場合がある。

2 処分

職員の処分に係る基本方針

今回の「預け金」、「一括払」、「差替え」等の不適正な経理処理は、法令を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき立場にある公務員として許される行為ではなく、県民の信頼を大きく失墜させた行為である。

その背景には、現場活動に支障を来さないようにするためには、やむを得なかったという事情もあり、制度面での改善検討が必要と認められる場合もあるものの、公金の取扱に対する職員の意識が希薄であり、予算は使い切らなければならないといった誤った認識や、業務上必要な物品を購入するのであれば、法令や規則に従わなくてもある程度許されるという意識があったことなどが挙げられる。また、管理監督者が物品調達に関する管理監督を十分に行っていなかったことも今回の問題の大きな要因である。

したがって、具体的な職員の処分に当たっては、不適正な経理処理に関係した職員だけでなく、管理監督者を含めて厳正に行うものとする。

【参考資料】

○ 経理担当者に対する聞き取り調査の主な結果

<p>原因等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間体制で勤務する現場のニーズに迅速に対応し、現場活動に支障を来さないようにするためにはやむを得なかった。 ○ 過去からの負の遺産として引継ぎを受けた。本来あるべき姿に戻そうと思い精算した。後任には引き継いでいない。 ○ 引継ぎはなく、業務を推進する中で、預けの存在を知った。 ○ 年度初めに十分な予算がなかったため、年度末に配当を受けた予算の範囲で支払っていたものが預けとなってしまった。 ○ 手元に運用実態を確認する術がなく、業者に確認することも憚られた。 ○ 帳簿管理の実態がなく、異動に伴い口頭で引継ぎを受けたもので、具体的事実は業者の帳簿を確認しないとわからなかった。 ○ シーツのクリーニング代が払えず、後で一括して支払った。 ○ 予算の過不足、配当時期の関係から実態面との整合については少なからず乖離せざるを得なかった。 ○ 決裁手続が煩雑で事務処理上相当無理が生じた。 ○ 現在のような厳格な納品確認はあまり意識して行っていなかった。 ○ 業者の請求書が届かず、支払いが遅くなってしまったことがあった。 ○ かつては、定例・定型的な品目で支出書類を整理しなければならないという観念が通例化していた。実際に公務に要する物品どおりとならないことがあった。
<p>意見・要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 捜査本部が設置されると消耗品費が一気に費消されるため、捜査本部を抱える警察署については、特別な措置が必要である。 ○ 24時間稼働している警察業務に柔軟に対応できる予算執行の仕組みが必要である。 ○ 新年度は、燃料費の配当がないなど、実態にあわないので予算配当のシステムを変える必要がある。 ○ 会計職員の人員が不足している。 ○ 署の経理担当者は一人で物品購入手続を行っているのが実情である。 ○ 突発的で少額な需要に対しては、手続の見直しなど合理化が必要である。